川崎市告示第571号

指定障害児相談支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２４条の２６第１項第１号の規定により、指定障害児相談支援事業者の指定を行いましたので、同法第２４条の３７第１項第１号の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和８年 10 月 22 日

川崎市長　福　田　紀　彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
医療法人聖育会	ＦＡＮＴＡＲＩＵＭ	神奈川県川崎市 多摩区登戸１９２７番地１ Ａｒｉｓｔｉｏ１階	障害児相談支援	令和８年９月１日	1475400550